

暗記ノート

- ◎本冊子は、北海道運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。
- ◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。
- ◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、暗記用であることを考慮し、製作年月による区分はしていません。
- ◎暗記する際は付属の赤シートをご利用下さい。

車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、【道路運送車両】に関し、【所有権】についての公証等を行い、並びに【安全性】の確保及び【公害】の防止その他の【環境】の保全並びに【整備】についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の【健全】な発達に資することにより、【公共の福祉】を増進することを目的とする。

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、【原動機付自転車】及び軽車両をいう。
3. この法律で「自動車」とは、【原動機】により【陸上】を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより【牽引^{けん}】して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

(自動車の種別)

4. この法律に規定する【普通自動車】、小型自動車、【軽自動車】、【大型特殊】自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【大きさ】及び構造並びに原動機の種類及び【総排気量】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

(登録の一般的効力)

5. 自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)は、自動車【登録ファイル】に【登録】を受けたものでなければ、これを【運行】の用に供してはならない。

(自動車登録番号標の封印等)

6. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録【番号標】は、これを取り外してはならない。ただし、【整備】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

(封印)

7. 封印の取りつけは、自動車の【後面】に取りつけた自動車登録番号標の【左側】の取りつけ箇所に行うものとする。

(変更登録)

8. 自動車の【所有者】は、登録されている型式、【車台番号】、原動機の型式、【所有者】の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から【15】日以内に、国土交通大臣の行う【変更登録】の申請をしなければならない。

(移転登録)

9. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から【15】日以内に、国土交通大臣の行う【移転登録】の申請をしなければならない。

(一時抹消登録)

10. 登録自動車の【所有者】は、永久抹消登録または輸出抹消登録を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、【一時抹消登録】の申請をすることができる。

(自動車登録番号標の表示の義務)

11. 自動車は、国土交通大臣又は自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【被覆】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された【自動車登録番号】の【識別】に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(打刻の塗まつ等の禁止)

12. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の【打刻】を【塗まつ】し、その他車台番号又は原動機の型式の【識別】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【整備】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(臨時運行の許可)

13. 臨時運行の許可を受けた者は、有効期間が満了したときは、その日から【5】日以内に、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を【返納】しなければならない。

(臨時運行許可番号標表示等の義務)

14. 臨時運行の許可に係る自動車は、臨時運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【被覆】しないことその他当該臨時運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により【表示】していること。

(点検及び整備の義務)

15. 自動車の使用者は、自動車の【点検】をし、及び必要に応じ【整備】をすることにより、当該自動車を【保安基準】に適合するように【維持】しなければならない。

(定期点検整備)

16. 自動車（小型特殊自動車を除く）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8t以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車…【3月】

(2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く）…【6月】

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車…【1年】

(定期点検整備の内容)

17. 車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の事業用自動車の使用者は、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷について、【12】月ごとに点検しなければならない。

(点検整備記録簿)

18. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条(定期点検整備)の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 点検の【年月日】
- (2) 【点検の結果】
- (3) 【整備】の概要
- (4) 整備を【完了】した年月日
- (5) その他国土交通省令で定める事項

(点検整備記録簿の保存期間)

19. 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から次のとおりとする。

- ◎自家用乗用自動車及び二輪自動車…【2】年
- ◎自家用乗用自動車等を除く自動車……【1】年

(不正改造による整備命令)

20. 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の【改造】、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の【使用者】に対し、保安基準に適合させるために必要な【整備】を行うべきことを【命ずる】ことができる。

21. 何人も、自動車にはり付けられた整備命令標章を【破損】し、又は汚損してはならず、また、当該自動車が保安基準に適合したことにより【命令】を取り消された後でなければこれを取り除いてはならない。

(自動車の検査及び自動車検査証)

22. 自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、【有効】な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを【運行】の用に供してはならない。

(自動車検査証の有効期間)

23. 自動車検査証の有効期間は、【旅客】を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象自動車以外のものにあつては【1】年、その他の自動車にあつては【2】年とする。国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 乗車定員【11】人以上の自家用自動車
- (2) 専ら【幼児】の運送を目的とする自家用自動車

(有効期間の起算日)

24. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を【交付】する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の【1月前】から当該期間が満了する日までの間に【継続検査】を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の【翌日】とする。

(継続検査)

25. 自動車の使用者は、自動車検査証の【有効期間】の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を【提示】して、国土交通大臣の行なう【継続検査】を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該【自動車検査証】を国土交通大臣に【提出】しなければならない。

(自動車検査証の備付け)

26. 自動車は、【自動車検査証】を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより【検査標章】を表示しなければならない、運行の用に供してはならない。

27. 検査標章は、当該自動車検査証がその【効力】を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかつたときは、当該自動車に【表示】してはならない。

(自動車検査証の記載事項の変更)

28. 自動車の使用者は、自動車検査証の【記載事項】について変更があつたときは、その事由があつた日から【15】日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の【記入】を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに【記入】を受けるべき時期は、当該自動車を【使用】しようとする時とすることができる。

(再交付)

29. 自動車の【使用者】は、自動車検査証又は検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合には、その【再交付】を受けることができる。

(自動車部品を装着した場合の取扱い)

30. 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅、高さ又は車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合は、自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査に該当しないものとする。

種別	項目	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	車両重量 (kg)
検査対象軽自動車、小型自動車		±【3】	±【2】	±【4】	±【50】
普通自動車、大型特殊自動車					±【100】

(特定整備事業の種類)

31. 普通自動車特定整備事業とは、普通自動車、四輪の【小型】自動車及び【大型特殊】自動車を対象とする自動車特定整備事業である。

(特定整備の定義)

32. 特定整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

◎制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、【パイプ】、倍力装置、ブレーキ・チャレンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く）若しくはディスク・ブレーキの【キャリア】を取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造

◎緩衝装置のシャシばね（【コイル】ばね及び【トーションバー】・スプリングを除く）を取り外して行う自動車の整備又は改造

(特定整備事業者の標識)

33. 自動車特定整備事業者は、事業場において、【公衆】の見やすいように、国土交通省令で定める様式の【標識】を掲げなければならない。

(特定整備事業者の義務)

34. 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の【特定整備】に係る部分が【保安基準】に適合するようにしなければならない。

(特定整備記録簿)

35. 自動車特定整備事業者は、【特定整備】記録簿を備え、【特定整備】をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 登録自動車にあっては自動車登録番号、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては【車台番号】
- (2) 特定整備の概要
- (3) 特定整備を【完了】した年月日
- (4) 【依頼者】の氏名又は名称及び住所
- (5) 特定整備時の総走行距離
- (6) 施行規則第62条の2の2第1項第7号に規定する【整備主任者】の氏名
- (7) 自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに【認証】番号

36. 自動車特定整備事業者が特定整備をしたときは、当該自動車の【使用者】に特定整備記録簿の【写し】を交付しなければならない。また、特定整備記録簿は、その【記載】の日から【2】年間保存しなければならない。

(特定整備事業者の遵守事項)

37. 自動車特定整備事業者の遵守事項は以下のとおりである。

- ◎点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る【料金】を当該事業場において【依頼者】の見やすいように【掲示】すること。
- ◎点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び整備の必要性について【説明】し、料金の【概算見積り】を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- ◎道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の【改造】を行わないこと。
- ◎他人に対して法若しくは法に基づく【命令】若しくは処分に違反する行為（「違反行為」という）をすることを要求し、【依頼】し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

(整備主任者)

38. 自動車特定整備事業者は、整備主任者を変更した場合は、変更のあった日から【15】日以内に運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

39. 整備主任者は、他の事業場の整備主任者になることが【できない】。

(指定自動車整備事業の指定)

40. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の【整備】について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する【設備】、技術及び【管理組織】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の【検査の設備】を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の【自動車検査員】を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について【検査】をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の【指定】をすることができる。

(工員数)

41. 指定自動車整備事業の工員数は、【4】人以上とする。ただし、対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員【30】人以上の車両を含む場合には、【5】人以上必要とする。

(屋内現車作業場)

42. 自動車検査員が行う法第94条の5第4項の検査(いわゆる完成検査)において、【音量計】、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、【黒煙測定器】及びオパシメータを用いて行う検査は、点検及び整備を行うための作業場である屋内現車作業場で行うことは差し支えない。

(自動車の検査の設備の基準)

43. 指定自動車整備事業者は、対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合には(1)、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合には(8)、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合には(6)及び(7)に掲げるものを備えなくてもよい。

- (1) ホイール・アライメント・テスタ又は【サイドスリップ】・テスタ
- (2) ブレーキ・テスタ (3) 前照灯試験機 (4) 音量計
- (5) 速度計試験機 (6) 【一酸化炭素】測定器
- (7) 炭化水素測定器 (8) 黒煙測定器又は【オパシメータ】

(検査用機械器具の校正)

44. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、【備付け】又は前回の校正の日から【1】年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者が行う校正を受けるものとし、その記録を【1】年間保存しなければならない。

(自動車検査員の選任)

45. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から【15】日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(自動車検査員の兼任)

46. 自動車検査員は、他の事業場の【自動車検査員】となることができない。ただし、【同一】の指定自動車整備事業者の他の事業場で、位置その他について国土交通省令で定める要件を備えるものについては、この限りでない。

(自動車検査員の解任)

47. 地方運輸局長の命令により自動車検査員の職を解任され、解任の日から【2年】を経過しない者は、自動車検査員となることができない。

(自動車検査員の研修)

48. 指定自動車整備事業者は、地方運輸局長から自動車検査員に対し【研修】を行う旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該【研修】を受けさせなければならない。

(保安基準適合証の交付)

49. 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く)を国土交通省令で定める【技術上】の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な【整備】をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が【証明】したときは、【請求】により、保安基準適合証及び保安基準適合標章を【依頼者】に交付しなければならない。

(自動車検査員による証明)

50. 自動車を省令で定める技術上の基準により【点検】し、必要な【整備】を行った場合において、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを【検査】し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その【証明】をしてはならない。

(自動車検査員の服務)

51. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を【公正】、かつ、确实に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、【軽微】なものを除き、実務に従事しないこと。

(自動車検査員の作業範囲)

52. 自動車検査員は、当該検査に係る自動車の【整備】作業に直接従事してはならないが、【点検】と併せて行うことが合理的である油脂液類の【補充】を行うことは差し支えない。

(一時抹消登録車の取扱い)

53. 自動車検査員は、第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の【構造等に関する事項】がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された【構造等に関する事項】と同一でなければ、第1項の証明をしてはならない。

(保安基準適合証等の有効期間)

54. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の【検査】をした日から【15】日間とする。

(不適を提出した場合の取扱い)

55. 継続検査に際し、有効な【保安基準適合証】の【提出】があった場合には、法第62条（継続検査）の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する【提示】があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

(保安基準適合証の記載方法)

56. 自動車検査員が行う法第94条の5第4項の検査（いわゆる完成検査）が複数日にまたがる場合、保安基準適合証等の検査の年月日は、【最後】に検査の実務を行った年月日を記入すること。

(保安基準適合標章の表示)

57. 保安基準適合標章は、自動車の運行中その【前面】に指定自動車整備事業規則第2号様式による【有効期間】及び自動車登録番号又は車両番号が見やすいように表示しなければならない。

(保安基準適合証等の不正防止対策)

58. 保安基準適合証を書き損じた場合は、【記載面】を【朱抹】し、当該適合証を適合証綴りから【切り離すことなく】適合証（控）とともに保存しておくこと。

59. 指定自動車整備事業者は、適合証綴の授受出納簿を作成し、適合証綴数の收受状況を把握するとともに、適合証綴を使用後【2】年間保存しておかなければならない。

60. 保安基準適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の【表面】を【朱抹】し、適合標章を適合証綴から【切り離すことなく】適合証（控）とともに保存しておくこと。

(最終検査申請日)

61. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年12月26日であって乗車定員2人の家用貨物自動車の継続検査において、完成検査を令和2年1月15日に実施し同日保安基準適合証を交付する際、依頼者から提示のあった自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間が令和元年12月27日から令和3年1月27日までの期間を満足するものだったので、保安基準適合証の余白にある最終の検査申請日欄に令和【2】年1月【27】日と記載し交付した。

(自賠責保険証明書の備付け)

62. 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、【運行】の用に供してはならない。

(自賠責保険証明書の提示)

63. 指定自動車整備事業者は、自動車損害賠償責任保険証明書の【提示】がないとき、又はその【提示】があった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から保安基準適合証の提出があった場合において記入されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と【重複】するものでないときは、保安基準適合証及び保安基準適合標章を【交付】してはならない。

(指定整備記録簿)

64. 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び【型式】、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号
- (2) 点検及び整備並びに【検査の概要】
- (3) 【検査】の年月日 (4) 【自動車検査員】の氏名
- (5) 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
- (6) 【依頼者】の氏名又は名称及び住所

65. 指定整備記録簿は、その【記載】の日から【2年間】保存しなければならない。

(罰則の適用)

66. 自動車検査員その他法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の【証明】その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の【交付】の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により【公務】に従事する職員とみなす。

(保安基準適合証の交付の停止)

67. 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、【6月】以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の【交付の停止】を命じ、又は指定を取り消すことができる。

(指定整備事業者の変更届)

68. 指定自動車整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から【30】日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

- (1) 自動車検査員が検査をするための屋内作業場の位置又は【面積】
- (2) 自動車検査用機械器具の名称、型式又は【数】